

健保 Q&A

1年間に支払った医療費総額をチェック!! 年に10万円※を超えた場合は税務署へ確定申告すると、超えた額（上限200万円）が課税対象から控除され、その分にかかっていた所得税が戻ってきます。この制度が「医療費控除」です。



どんなときに医療費控除が受けられますか？ 計算方法もおしえてください。

A 1年間（1月～12月）に本人や家族の分も含めて、自己負担分として支払った医療費が10万円※を超えたときです。医療費控除の計算のしかたはつぎのとおりです。



※所得総額が200万円未満の場合は、所得総額の5%の金額

*所得の範囲

給料・賞与などの給与所得や生命保険の年金や公的年金などの雑所得等です

★健保が発行する医療費通知と給与明細書で確認を

確定申告で医療費控除を受ける場合、1年間に支払った額から生命保険会社や健保組合からの給付金（たとえば、出産一時金）等で補てんされた額を差し引かなければなりません。

IBM 健保組合では、自己負担額から各診療月の1人ずつ、入院・外来別の診療科ごとに25,000円を超えた額を補てんしています。給付金支給額は給与明細で確認してください。



医療費控除には対象となるもの、ならないものがあるそうですが、具体的におしえてください。

A つぎのようなものです。

対象となるもの

- 医師に支払った医療費
- 治療のための医薬品の購入費
- 通院費用（交通費、往診費用）
- 入院時の食事療養にかかった費用
- 歯科の保険外費用（特殊なものは除く）
- レーシック費用
- 妊娠時から産後までの診察と出産費用
- 治療のためのあんま、指圧、針灸の施術費
- 老人保健施設、療養病床の利用料（介護費・食費・居住費の自己負担分）
- 特別養護老人ホームで受けた介護費・食費・居住費の自己負担分の半額
- ケアプランに基づく居宅介護サービスを医療系サービスと併せて受

ける場合の介護費自己負担分

- 訪問看護ステーションの利用料
- 義手・義足などの購入費
- 医師の証明がある6ヶ月以上寝たきりの人のおむつ代、など

対象とならないもの

- 健康診断、人間ドックの費用
- ビタミン剤、健康食品、体力増強剤など、治療のためでない医薬品の購入費
- インフルエンザ等の各種予防接種
- 美容目的の整形手術などの費用
- 単に体調を整えるためのマッサージ代など



申告手続きに必要なものは何ですか？

A つぎのものをそろえてください。それから確定申告の時期は、毎年2月16日から3月15日までの1ヶ月間ですが、サラリーマンなどの給与所得者による医療費控除等の還付申告は1月から受け付けています。

- 1 納付の源泉徴収票（原本）
- 2 印鑑
- 3 医療費や通院費用などの領収証（原本）※
- 4 還付される税金の振り込み先の銀行口座番号等

※健保が発行する医療費通知は、領収証の代用にはなりません。

申告は e-Tax (国税電子申告・納税システム) もOK
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

◆◆医療費控除について詳しくは、よりの税務署へお問い合わせください。◆◆

公 告

理事長専決の報告と承認（第139回組合会）のお知らせ

（公告479号 公告責任者／斎藤紀夫）

（1）任意継続被保険者の未回収保険者証の返不能処理

保険料未納などで資格喪失した任意継続被保険者（対象190名）の未回収保険者証（対象355枚）の処理を、事業主が存在しないため理事長専決で返不能処理を実施しました。

（2）適用事業所の名称変更

インフォプリント・ソリューションズ・ジャパン（株）は、リコープラクションプリントソリューションズ・ジャパン（株）に、平成23年10月1日付けで社名（事業所名称）を変更しました。

★ 編集後記 ★

春号から連載で、健保組合の財政状況が非常に厳しいことをお伝えしてきました。

大きな要因は増大する医療費です。とりわけ、年々増加の一途を辿る高齢者の医療費。制度を維持させるために貯うべき財源が国として明確に確保されていないことが問題の根源にあります。

そこで国では6月に「社会保障・税一体改革案」をまとめ、医療費のみならず、増加し続ける社会保障費の安定財源確保への方向性を示しました。具体的な内容について現在、検討中です。みなさんの生活や健保運営に大きく影響しますので、今後の議論の行方を見守ってほしいと思います。

これまで赤字財政のなか、健保組合では積立金を取り崩して対応してきましたが、それも今年度で限界に達する見通しで、来年度から保険料率を改定する予定です。財政健全化への確たる道筋をつける第一歩となります。みなさまのご理解とご協力をぜひともよろしくお願ひいたします。

●「My Health」へのご意見・お問い合わせは、健保組合ホームページの「Webでのお問い合わせ」まで